

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に
掲げる協議が調ったことの証明書（案）

令和 8 年 1 月 20 日に開催した令和 7 年度第 2 回稲城市運賃協議会において、下記の事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 路線又は営業区域の変更箇所

- (1) 対象路線：「稲城市コミュニティバス（iバス）」
 ・はるひ野駅～南多摩駅路線（iバスBコース）
 ・平尾循環路線（iバスCコース）
- (2) 対象期間：令和 8 年 4 月 1 日から
- (3) 運賃（料金）の種類、金額及び適用方法：下記の表のとおり

利用者等		運賃
大人（中学生以上）	全部又は一部を現金で支払う場合	200 円
	全部を I C カードで支払う場合	200 円
各種手帳所持者	全部又は一部を現金で支払う場合	100 円
	全部を I C カードで支払う場合	100 円
小児	全部又は一部を現金で支払う場合	50 円
	全部を I C カードで支払う場合	50 円
各種手帳所持者	全部又は一部を現金で支払う場合	30 円
	全部を I C カードで支払う場合	25 円
1 歳以上～6 歳未満（幼児）		50 円
小学生以上が同伴する幼児 2 名まで		無料
1 歳未満（乳児）		無料

※東京都シルバーパス、その他の割引制度、定期券の適用を行う。

2 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

小田急バス株式会社

令和 8 年 1 月 20 日

稲城市運賃協議会